

基本仕様書

1 件名

広島国際会議場大規模改修基本計画策定支援業務

2 目的

広島国際会議場（以下「会議場」という。）は、平成元年7月1日に国際交流の推進及び市民の文化の向上を図ることを目的として開館し、以来、国際会議、コンサート、入学式・卒業式等の会場として広く市民に利用されている。

会議場は、開館から36年が経過し、施設・設備の老朽化が著しく更新時期を迎えているとともに、特定天井の安全対策が急務であることも考慮すると、早急に大規模改修に着手する必要がある。

このため、令和7年度、大規模改修の基本計画策定に先立ち、特定天井の特定、特定天井耐震化工法の比較検討、施設・設備の劣化度及び改修優先度の判定、関係法令への適合状況の調査等を行ったところである。

また、会議場は、平和記念施設として整備された広島市公会堂を前身とし、「国際平和文化都市」を象徴するものとなっている。このため、「迎える平和」の更なる推進にも資する施設となるよう取り組む必要がある。

本市では、こうした老朽化・安全対策及び機能強化等を踏まえた大規模改修を実施するに当たり、基本計画を策定することとしており、本業務はその計画策定に係る支援を行うものである。

【参考】

（大規模改修全体のスケジュール（予定））

年 度	概 要
令和7年度	特定天井耐震化工法検討、施設・設備劣化度調査、遵法性調査
令和8～9年度	大規模改修基本計画策定
令和10～11年度	大規模改修基本・実施設計
令和12～13年度	大規模改修工事

3 契約期間

契約締結の日から令和9年9月30日まで

4 施設概要

- (1) 施設名称 広島国際会議場
- (2) 設置目的 国際交流の推進及び市民の文化の向上
- (3) 所在地 広島市中区中島町1番5号（平和記念公園内）
- (4) 規 模 地上3階、地下2階
- (5) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造り
- (6) 敷地面積 115,932.60㎡
- (7) 建築面積 3,497.07㎡
- (8) 延床面積 24,649.02㎡
- (9) 設 計 丹下健三・都市・建築設計事務所
- (10) 工事費 111億3,390万8千円
- (11) 開館日 平成元年7月1日

(12) 現指定管理者 公益財団法人広島平和文化センター

(13) 施設内容

区 分	概 要
大ホール (フェニックスホール)	1, 547㎡、最大1, 504名収容、残響可変装置、可変ステージ、6か国語同時通訳設備、スクリーン
リハーサル室	192.2㎡
控室	18.7㎡～21.2㎡ 5室
国際会議ホール(ヒマワリ)	600㎡、最大798名収容、6か国語同時通訳設備、スクリーン
大会議室(ダリア)	650㎡、最大720名収容、6か国語同時通訳設備、スクリーン、2分割使用可
中会議室(コスモス)	350㎡、最大360名収容、4か国語同時通訳設備、スクリーン、2分割使用可
小会議室(ラン)	260㎡、最大280名収容、4か国語同時通訳設備、スクリーン、2分割使用可
会議運営事務室	520㎡、スクリーン、6分割使用可
会議運営事務室ロビー	300㎡
展示室(サクラ)	217㎡

※ その他詳細は、会議場ホームページのほか、会議場条例、会議場条例施行規則を参照のこと。

5 業務内容

(1) 前提条件の整理

上位計画・関連計画・関連法規制・関連条例等の状況、会議場の概要、会議場の利用状況等を把握し、基本計画策定のための前提条件として整理する。

(2) 会議場の方向性及びコンセプトの検討

ア 上記「2 目的」及び上記(1)、類似・周辺施設の機能等を踏まえ、今後の会議場の整備方針やコンセプトについて検討し、整理する。

イ 上記アの検討、整理に当たっては、会議場が平和記念公園内にあり、本市が目指す「国際平和文化都市」を象徴する施設であるという特性を考慮すること。

(3) 課題・要望の整理、分析及び対応案の検討

ア 発注者から提供する、会議場指定管理者、会議場利用団体、関係団体（平和記念資料館指定管理者、広島観光コンベンションビューロー等）等からの老朽化・安全対策及び機能強化等に係る課題・要望一覧を、必要に応じヒアリングを行いながら、体系的に整理、分析する。整理、分析の方針については、事前に発注者と協議の上、決定すること。

イ 上記アを踏まえ、課題・要望の対応案を検討する。

(4) 天井の耐震化対策の検討

ア 特定天井

(ア) 国際会議ホール(ヒマワリ)及び地下2階ロビーの特定天井について、発注者から提供する「広島国際会議場特定天井耐震化工法検討調査報告書(令和7年度実施)」の内容を踏まえ、耐震化工法を検討する。

(イ) 上記(ア)の検討に当たっては、建築意匠を考慮することとし、現状を変更する場合は、発注者及び建築意匠権者(株式会社TANGE建築都市設計。以下同じ。)と協議すること。なお、当該協議に係る経費については、受注者の負担とする。

- (ウ) 上記(ア)の検討に当たっては、音響を含む既存施設の構造や設備改修範囲への影響を考慮して行うこと。なお、音響性能は、現況を調査した上で、現状維持以上を基本とすること。
- (エ) 上記(ア)で検討した耐震化工法について、発注者と協議を行い、現地詳細調査を行った上で、耐震化工事仕様の作成、関連工事の抽出、諸条件の整理、概算経費の算出（経費算出方法を含む。）、工程表の作成を行う。

イ 特定天井以外の天井

- (ア) 大ホール（フェニックスホール）の舞台上部の吊り天井について、発注者から提供する「広島国際会議場特定天井耐震化工法検討調査報告書（令和7年度実施）」の内容を踏まえ、耐震化の要否について検討するとともに、耐震化を必要とする場合は、耐震化工法を併せて検討する。
- (イ) 1階ロビー部分、大会議室（ダリア）及び展示室（サクラ）の吊り天井について、耐震化の要否について検討するとともに、耐震化を必要とする場合は、耐震化工法を併せて検討する。
- (ウ) 上記(ア)、(イ)の検討に当たっては、建築意匠を考慮することとし、現状を変更する場合は、発注者及び建築意匠権者と協議すること。なお、当該協議に係る経費については、受注者の負担とする。
- (エ) 上記(ア)、(イ)の検討に当たっては、音響を含む既存施設の構造や設備改修範囲への影響を考慮して行うこと。なお、音響性能は、現況を調査した上で、現状維持以上を基本とすること。
- (オ) 上記(ア)、(イ)で検討した耐震化工法について、発注者と協議を行い、現地詳細調査を行った上で、耐震化工事仕様の作成、関連工事の抽出、諸条件の整理、概算経費の算出（経費算出方法を含む。）、工程表の作成を行う。

(5) 劣化施設・設備等の改修対策の検討

- ア 発注者から提供する「広島国際会議場施設・設備劣化度調査報告書（令和7年度実施）」「広島国際会議場遵法性調査報告書（令和7年度実施）」の内容及び上記(3)で検討した課題・要望の対応案を踏まえ、改修の対象とする箇所及びその改修方針を検討する。
- イ 上記アの検討に当たっては、建築意匠を考慮することとし、現状を変更する場合は、発注者及び建築意匠権者と協議すること。なお、当該協議に係る経費については、受注者の負担とする。
- ウ 上記アの検討に当たっては、一部設備を共有する平和記念資料館本館及び東館への影響も踏まえること。
- エ 上記アで検討した改修の対象とする箇所及びその改修方針について、発注者と協議を行い、現地詳細調査を行った上で、工事仕様の作成、諸条件の整理、概算経費の算出（経費算出方法を含む。）、工程表の作成を行う。なお、概算経費は、全体経費のほか、可能な限り工事ごとに区分したものを算出すること。

(6) 機能強化の検討

- ア 施設内の未活用スペース（今後未活用となり得るスペースを含む。以下同じ。）について、上記(3)で検討した課題・要望の対応案を踏まえ、会議場の機能強化に資する活用方法を複数案検討する。その際、施設内の未活用スペースに係る民間事業者の参入意向を把握するため、サウンディング型市場調査を行う。調査の時期及び方法については、事前に発注者と協議の上、決定すること。また、会議場3階の活用案については、仮に、3階諸室の一部を平和記念資料館本館来場者の用に供するために使用し、会議場と平和記念資料館本館をつなぐ渡り廊下を当該来場者の動線として使用するとした場合の課題と対応策を含めること。

※ 未活用スペースとして、地下2階レストラン跡バックヤード（約350㎡）、地下1階広島平和文化センター施設課執務室跡（118.74㎡）、3階スペースの一部（執務室の一部128㎡、応接室82.60㎡、茶室31.51㎡、研修室120.15㎡、講習室19.83㎡）等を想定

イ ホール、会議室及び展示室について、上記(3)で検討した課題・要望の対応案を踏まえ、会議場の機能強化に資する拡張や増設等の改修方法を検討する。その際、その場合の効果（利用率、投資回収の見込み等）を定量的に分析する。分析に当たっては、本市及び他都市における類似施設の実態及び動向を調査し、可能な限り精緻に需要予測を行うこと。

ウ 上記ア、イ以外について、上記(3)で検討した課題・要望の対応案を踏まえ、会議場の機能強化に資する案を検討する。

エ 上記ア、イ、ウの検討に当たっては、建築意匠を考慮することとし、現状を変更する場合は、発注者及び建築意匠権者と協議すること。なお、当該協議に係る経費については、受注者の負担とする。

オ 上記ア、イ、ウで検討した機能強化案について、発注者と協議を行い、現地詳細調査を行った上で、期待される効果の把握、工事仕様の作成、諸条件の整理、概算経費の算出（経費算出方法を含む。）、工程表の作成を行う。

(7) LED化・省エネルギー化の検討

ア 施設内の照明設備の現状調査を行った上で、LED化のための手法（契約方式等）を検討する。検討に当たっては、各手法におけるメリット・デメリット及び制約条件の整理、経費比較等を適切に行うこと。

イ 施設のエネルギー使用状況の調査を行った上で、ESCO事業及びZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の導入可能性調査を行う。

(8) バリアフリー化の検討

ア 発注者から提供する「広島国際会議場施設・設備劣化度調査報告書（令和7年度実施）」「広島国際会議場遵法性調査報告書（令和7年度実施）」の内容及び上記(3)で検討した課題・要望の対応案を踏まえ、バリアフリー化が必要な箇所の有無を整理する。

イ バリアフリー化が必要な箇所について、改修方針を検討する。

ウ 上記イの検討に当たっては、建築意匠を考慮することとし、現状を変更する場合は、発注者及び建築意匠権者と協議すること。なお、当該協議に係る経費については、受注者の負担とする。また、広島市公共施設福祉環境整備要綱に定める基準に適合したものとすること。

エ 上記イで検討した改修方針について、発注者と協議を行い、現地詳細調査を行った上で、工事仕様の作成、諸条件の整理、概算経費の算出（経費算出方法を含む。）、工程表の作成を行う。

(9) 中長期保全計画策定

ア 発注者から提供する「広島国際会議場施設・設備劣化度調査報告書（令和7年度）」の内容を踏まえ、建築・設備等の主要な箇所の更新年度、更新経費等を一覧にした中長期の保全計画を策定する。

イ 保全計画の対象項目は、次の項目を基本とし、発注者と受注者が協議の上、決定する。

- ・ 建築部位：外部仕上（屋根、外壁等）、内部仕上（天井、壁、床等）、外構・駐車場、特殊設備（舞台機構）等
- ・ 設備部位：電気設備、空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備、搬送設備、消火設備、防災設備、自動制御設備等

ウ 保全計画は、令和9年（2027年）から、施設耐用年数の目安である令和32年（2050年）までの計画とする。

(10) 補助金・交付金活用可能性調査

- ア 実施設計以降のフェーズにおいて活用できる補助金・交付金メニューの一覧を作成する。
- イ 上記アの一覧には、補助（交付）金の概要、補助（交付）率、補助（交付）要件、申請スケジュール等を記載する。
- ウ 上記アの一覧を基に、市債活用も含めた最適な財源の活用方法について検討を行う。

(11) その他

- ア 大規模改修全体のスケジュールが円滑に進行するよう、受注者は発注者に対し、専門的な見地から、大規模改修プロジェクト全体の進め方の助言を適宜行うこと。なお、本基本計画策定支援業務の受注者が基本・実施設計業務及び改修工事を受注することを確約したものではないことに留意すること。
- イ 発注者からの求めに応じ、広島市議会への提出資料その他内部資料の作成支援を行う。なお、令和9年度上半期に、広島市議会に対し、基本計画素案の概要を報告する予定としていることから、適切にスケジュールを管理の上、資料の作成支援を行うこと。
- ウ 本業務とは別に、発注者において、令和8年度に天井のアスベスト調査（改修予定の天井に限る。）を実施する予定としており、その調査結果についても、受注者において基本計画の中に盛り込むこと。
- エ 本業務とは別に、発注者において、令和8年度にPPP／PFI手法導入可能性調査を含めた事業手法の検討を実施する予定としており、その検討結果についても、受注者において基本計画の中に盛り込むこと。

6 管理技術者等の資格について

- (1) 業務実施に当たっては、次の管理技術者等を置くこと。

区 分	資格要件
管理技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士 (一級建築士としての業務経験5年以上)
照査技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
担当技術者 (意匠)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
担当技術者 (構造)	建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士
担当技術者 (電気設備)	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士
担当技術者 (機械設備)	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士

- (2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者（意匠）については、受注者の組織に所属していること。
- (3) 担当技術者（意匠）及び担当技術者（構造）は兼務できるものとする。
- (4) 担当技術者（電気設備）及び担当技術者（機械設備）は兼務できるものとする。
- (5) 担当技術者（意匠、構造、電気設備、機械設備）は管理技術者を兼務できるものとする。

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、発注者、会議場指定管理者、保守点検業者、建築意匠権者等の関係者と連携して行うこととし、施設の業務に支障のないよう留意すること。
- (2) 業務実施に当たり、発注者から次の資料（データ）を提供する。
 - ・ 広島国際会議場特定天井耐震化工法検討調査報告書（令和7年度実施）
 - ・ 広島国際会議場施設・設備劣化度調査報告書（令和7年度実施）
 - ・ 広島国際会議場遵法性調査報告書（令和7年度実施）
 - ・ 計画通知書
 - ・ 建物図面
 - ・ 各工事完成図
 - ・ 修繕・工事記録
 - ・ 各種点検結果報告書
 - ・ エネルギー使用量実績
 - ・ 施設利用率実績
 - ・ その他発注者が必要と認めるもの
- (3) 天井の調査に当たっては、大ホール（フェニックスホール）にあつては天井裏からの調査が可能であるが、それ以外の場所にあつては発注者の負担により用意する移動式昇降機により点検口からの調査が必要になることに留意すること。
- (4) 業務実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。
 - ア 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に発注者に書面により申請し、承諾を得なければならない。
 - イ 発注者から再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対し、本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
- (5) 成果品は、専門知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすく、かつ、詳細に示すこと。

8 業務計画書及び成果品の提出について

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、業務の実施方針、実施計画、実施体制等を記載した業務計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 成果品の構成及び記載する事項等については、事前に発注者と協議の上、決定すること。
- (3) 成果品は、全体版・概要版の2種類作成すること。
- (4) 成果品は、次に掲げる媒体・部数を提出すること。
 - ア 電子データ（PDF形式その他発注者が指示する形式）
 - ※ PDFには、章や節などの構成に合わせてしおりを付けること。
 - イ 紙媒体（A4） 各30部（全体版・概要版）

9 その他

- (1) 発注者・受注者が業務に関連した協議を行った場合は、受注者において議事要旨を作成し、速やかに発注者に提出すること。
- (2) 本基本仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、定める。